

セルフメディケーション税制における一定の取組みとその証明書について

セルフメディケーション税制の所得控除を受けるための、健康の保持増進及び疾病予防への主な取組みは下記のとおりです。

これらの取組みを行ったことの証明書類は、確定申告の際に提出・提示する必要はありませんが、明細書の記入内容の確認のため税務署から求められる場合があります。確定申告期限後から5年間はお自宅等で保管してください。

インフルエンザの予防接種又は肺炎球菌感染症の定期接種を受け、その証明書はありますか？

Yes

<保管すべき書類>

領収書（原本）又は予防接種済証

No

区が実施するがん検診を受診し、その結果通知書はありますか？

Yes

<保管すべき書類>

受診結果通知

No

区が実施する国保健診(特定健康診査)を受診しましたか。

Yes

結果通知表をもっていますか？

No

証明書は発行できません。

Yes

<保管すべき書類>

受診結果通知

No

ホームページ記載の申請方法で証明書を申請してください